Ⅰ 研究報告要旨 (二〇〇八年一〇月一二日)

(1) 第一部会

(ア)

抵当権の効力拡張と動産 アメリカの付加的担保取引におけるモーゲージ法とUCC第九編の協働関係から拡張と動産・債権譲渡担保制度

早稲田大学 青木 則幸

後者の視座からの基礎的研究として行った、アメリカ法を素材とした検討を軸とする報告である。 視座のみならず、そもそも不動産収益や設備動産を捕捉する担保権にはどのような制度設計が必要かという視座からの検討が必要である。 ていない。この点の解明に向けては、 とする点で、ほぼ一致を見ている。しかし、 といった不動産と密接な関係にある動産・債権の担保化が重要な問題となりうる。今日のわが国の議論は、 賃貸マンションやオフィスビルなど収益型不動産を目的とする担保取引においては、不動産本体に加え、 抵当権の効力を拡張させる理論(抵当権の目的物・従物・物上代位) かかる動産・債権上に拡張された抵当権にいかなる効力を付与すべきかについては、なお議論が尽くされ 抵当権の効力をこれらの財産に及ぼしうる 不動産上の設備 からどこまでの効力を導きうるのかという (動産)や収益 (賃料債権) 本報告は、

をそれぞれ捕捉する旨の別途の合意が、広範に行われている。 いのが原則である。そこで、 アメリカ法の主要な不動産非占有担保制度である不動産モーゲージの効力は、 収益型不動産の担保取引においては、 不動産担保権者が、設定者との間で、既存および将来発生する賃料や不動産定着物 不動産収益(賃料) や不動産上の設備動産 (不動産定着物) に及ばな

に影響を与えているのは、UCC第九編である。 てなされる一定の後発の処分に劣後する。優劣の判断基準やその理論構成は、 行われ、(二)公示も、不動産担保法上の公示制度に依拠する。しかし、(三)公示がなされた担保権であっても、 い。次のような、不動産担保法(各州のモーゲージ法)とUCC第九編の協働関係が見られる。(一)付加的担保権の設定は不動産担保法に基づいて 産・債権の担保取引のほとんどを包摂しているのはUCC第九編であるが、付加的担保権については、単純に、UCC第九編が適用されるわけではな かかる合意に基づく「付加的担保権」 は、債権(不動産収益)や動産(不動産定着物)を、 目的財産が収益である場合と設備である場合で異なり、 直接の目的財産とする担保権である。 設定者(ないしその承継人)によっ アメリカ法で動 かかる制度設計

較検討することにしたい。 本報告では、以上のようなアメリカ法上の制度設計が、いかなる目的で構築されてきたのかという点を明らかにしたうえで、 日米の議論の趨勢を比

参考文献

法研論集九五号一頁、九六号一頁、 拙稿「アメリカ法における賃料譲渡制度の史的考察(一)(二)(三)(四)(五・完)――カリフォルニア州における法理の展開を中心に――」早稲田大学大学院 拙稿「アメリカ法における賃料譲渡制度の現状 九七号一頁、一〇〇号一頁、 -不動産収益の担保化に関する制度的研究に向けて-一〇一号一頁(二〇〇〇年~二〇〇二年)、拙稿「収益型不動産担保権の実行における賃貸借の処 -」早稲田大学大学院法研論集九四号一頁

遇と事前合意 (一) (二) 学四二卷一号五五頁 (二〇〇八年) リカ法における不動産収益担保権の効力と実行制度について――アメリカ統一賃料譲渡法(UARA)の成立を契機として-〇七年)、拙稿「アメリカ統一商事法典(UCC)第九編における不動産定着物の処遇 -アメリカ法におけるSNDA合意からの示唆 ─」早稲田法学八一巻二号四九頁、八一巻四号一九九頁(二○○六年)、 -従物に対する抵当権の効力拡張制度との比較検討に向けて-─」比較法学四○巻二号一頁(二○ 拙稿 —」 比較法

イ 人格権の再定位

摂南大学 木村和成

つき一つの視点を提示しようとするものである。 わが国において人格権と称されてきた権利概念を再検討し、 その特質を分析した上で、 人格権概念の再定位を試み、 その保護のあり方に

に、人格権が現れる紛争類型はおおよそ五つ――①公害・生活妨害型、 渡できる性質のものではないこと、身体・自由・名誉を除いていずれも民法典には明確にその保護規定がないということを指摘することができる。 ることである。また、請求との関係では、損害賠償・慰謝料請求に比べて差止請求がかなり多いというわけではないということにも留意する必要があ わが国の裁判例において現れる人格権には次のような特質が見られる。 ―に大別することができる。注目すべきは、近年では⑤の類型(職場での不当待遇、セクシュアル・ハラスメントなど)が大幅に増加してい ②名誉・プライバシー侵害型、 まず、 内容面においては、 基本的に財産的利益ではなく、 ③氏名・名称侵害型、④通行妨害型、⑤その他 次

効果論を軸としたいわゆる公害型人格権論が現れ、従来とは異なる視点からの人格権論が展開した。すなわち、 で念頭に置かれているのは名誉・プライバシー侵害であるが、昭和四○年代後半になって公害・生活妨害型の紛争が多発すると、差止めなどといった 格権の法」を観念する見解や、 格権の類型化、差止めの根拠としての人格権の構造化へと展開している。また、近時では、民法の中に財産法にも家族法にも解消されない独自の「人 学説における人格権論の実質的な出発点は、戦後西ドイツにおける一般的人格権の承認がわが国に紹介されたことに求められる(第一の軸)。ここ あくまでも救済方法との関係において人格権が問題とされる傾向が強まったのである(第二の軸)。現在までに、この二つの軸は、それぞれ、人 権利観の転換を通じて不法行為法における人格権の性格づけを試みる見解なども現れている。 人格権そのものを問題とするのではな

課題に対し、一定の結論を導き出すことを試みる。 つきめ細かなものとするためには、 本報告では、以上の分析を踏まえ、わが国における人格権概念の特質を明らかにし、その批判的検討を行なう。 従来の人格権概念を一 -その解体の可能性も含めて― -どのように再構成し、 民法の中に位置づけるべきかという そして、人格権の保護をより柔軟か

参考文献

木村和成「わが国における人格権概念の特質 (二・完) その再定位の試み ─」摂南法学三四号八五頁、三五号六九頁(二○○五~二○○六年)、

成 同 (1) · (2・完) 「民事紛争における人格権の機能について-- 人格権概念に仮託された意味・機能に着目して」立命館法学二九五号九四頁、二九六号一七五頁(二〇〇四年) 「人格権の再定位」の観点から一 -」 摂南法学三八号四三頁(二〇〇八年)、 同「ドイツにおける人格権概念の形

ウ 純粋経済損失についての一考察

イギリスにおける建物の瑕疵による損害 (補修費用) の賠償法理論を中心に

北海道大学 新堂明子

これによって瑕疵補修費用相当額の損害が生じたとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した事案である。本判決は、 う瑕疵があり、これによって瑕疵補修費用相当額の損害が生じた場合には、請負人は、 を負うべきであるとした。 に配慮すべき注意義務を負うと解するのが相当であるとした。そして、この義務を怠ったために建築された建物に建物としての基本的な安全性を損な 最判平成一九年七月六日民集六一巻五号一七六九頁は、被告の建築した建物を注文者から購入した原告が、被告に対し、この建物には瑕疵があり、 契約関係にない、当該建物の注文者からその譲渡を受けた者に対する関係でも、その建物に建物としての基本的な安全性が欠けることがないよう 建物の買主に対し、この損害について不法行為による賠償責任 請負人は、建物の建築に当た

りに原告と被告の間に契約関係があるとすれば、原告に約されていた経済的利益が被告の契約違反により失われた場合、そのような経済的損失は契約 損失については、その発生防止の注意義務を負わないとすることにより、過失不法行為責任の成立範囲を制限しているのである。 分類され、原告の身体または当該建物以外の原告所有の有体財産に対する物理的損害とは区別される。そして、英法では、請負人は、建物の買主に対 任を負うことはないとしている。その理由はこうである。建物の瑕疵の補修費用は、その瑕疵が危険なものであろうとなかろうと、経済的損失として した場合でも、そのような損害の発生を防止すべき注意義務を被告は原告に対して負わないとする。つまり、英法は、損害を二分したうえで、 違反に基づいて当然賠償される。しかし原告と被告の間に契約関係がなければ、英法は、一般に、被告の過失ある行為により原告に経済的損失が発生 し、物理的損害についてしか、その発生を防止すべき注意義務を負わず、本件のような経済的損失については、負わないとされているからである。か 他方、英国の判例は、 本報告では、このような英法の法理がどのような理由やポリシーに基づくものかを考察し、 建物の買主は注文者に対し、 同様の事件で、 注文者は請負人に対し、それぞれ契約違反に基づいて損害賠償を請求していくしかない。 逆に、被告たる請負人は、原告たる建物の買主に対し、建物の瑕疵の補修費用について不法行為による賠償責 合わせて本判決の射程も検討したい。 したがって、

参考文献

介とイギリス法の分析を中心にして-研究ノート「移転させられた損失(1)、(2)、(3・完) ——」北大法学論集五八卷五号二五二〇頁、六号二九九四頁、五九卷一号三四四頁(二〇〇八年)。 -Hannes Unberath, Transferred Loss, Claiming Third Party Loss in Contract Law (2003) の紹

エ 不当利得法における過責の考量

学院大学 笹川明道

限されるべきことが論じられている。現存利益の認定および不当利得返還義務の範囲に関する多様な学説の一つとして、過責の考量論、 囲を決定したり、 利得責任の範囲を決定するにあたり当事者双方の過責を比較考量すべきだとする理論がある(本報告では、「当事者双方」の過責を比較考量する場合 七○四条によってこの抗弁が排斥されているほか、学説によっては、受益者の過失や、不当利得の類型などの基準でもこの抗弁が認められる範囲が制 に限定して「過責の考量」という語を用いる)。この理論は、受益者と損失者のそれぞれの過責を比較考量して、過失相殺的に不当利得返還義務の範 般規定として位置づけられているが、受益者に利得消滅の抗弁が認められる事例には一定の制限がある。たとえば、受益者が「悪意」の場合に民法 民法七〇三条は、不当利得の受益者が「その利益の存する限度において」不当利得返還義務を負うことを定める。この規定は民法典上、 あるいは受益者の過責が損失者よりも大であるときは利得消滅の抗弁を排斥するなどの結論を導きうるものである。 すなわち不当

するなどして失ったとき、一定の条件の下で「事情の変更」(change of position または change of circumstances)を理由に受益者の原状回復義務 れるべきことが定められていた。「事情変更の抗弁」は、利得消滅の抗弁と機能的にパラレルなものであり、受益者が受け取った物を費消したり滅失 この原状回復法リステイトメントには、「事情変更の抗弁」という抗弁が受益者に認められるか否かの判断において、ある種の「過責の考量」がなさ (不当利得返還義務)を減免する制度である。 過責の考量論を主張する論者が参考にした重要な比較法的資料の一つとして、 米国の『原状回復法リステイトメント』(一九三七年) が挙げられる。

のではない。しかし、両者の差異を踏まえた上で、英米法における「過責の考量論」批判の実質的理由を探求することは、 とを明らかにする。不当利得制度については、日本法と英米法との間に構造的な差異が存在し、英米法での議論が直接に日本法の解釈に参考となるも 本報告では、近年の英米法諸国において、「過責の考量」が判例上も学説上も強い批判にさらされており、 制度として定着しているとは言い難 日本における「過責の考量

参考文献

一の妥当性を考える上でも有益であると考える。

拙稿「英米不当利得法における『事情変更の抗弁』 民法七〇三条の 『利得消滅の抗弁』との比較の観点から 神戸学院法学三二巻二号七三頁(二〇〇

(2) 第二部。

ア 民事責任における抑止と制裁

神戸学院大学 廣峰 正子

多い。そしてその場合、利得の吐き出しを命ずることがこのような意図的な侵害行為を抑止するひとつの有用な手段ではあるが、「損害」の填補のみ を原則とする限り、利得の吐き出しを追求することは困難である。そうだとすれば、これらの機能を、慰謝料の枠組の中のみにとどまらず、広く損害 せる意義は大きい。しかし昨今の状況に鑑みれば、利益獲得を目的とした意図的な人格権侵害など、単なる非財産的損害の発生にとどまらない場合も ろう。しかし、そもそも、こうした機能は、慰謝料のみが有すべき機能なのだろうか。確かに、金銭による算定が困難な慰謝料に、 伝統的民刑峻別論を前提としても、 ひいては民事責任全体の枠組の中で考察すべき必要があると思われるのである。 | 慰謝料が副次的に制裁的機能や抑止的機能を担っていることについては、それを否定する者はほとんどいないだ 制裁的機能を持た

られるからである。 罰的損害賠償の明文規定が起草されていることも、注目に値する。一世紀余りに及ぶ民事罰をめぐる議論の蓄積が、この起草につながっていると考え おいて、民事罰概念とはどのようなものであり、どのように、生成、発展してきたのか。あるいは、現在進行中のフランス債務法改正作業の中で、懲 しかし、フランスにおける民事罰概念は、ひとり精神的損害の賠償に限ったものではなく、民事責任全体に広く浸透した概念なのである。フランスに 償を認めるか否かについて深遠な議論があり、いまや、それを認める根拠が民事罰であるということについては、フランスの学説上広範な一致がある。 民事罰が発動される場面は慰謝料に制限されるとの誤解を招いたのではないか、と思われるからである。確かに、フランスにおいては精神的損害の賠 の対象とした理由は、 こうした問題意識の下、 第一に、かつて制裁的慰謝料を唱えた学説の多くがフランスの民事罰概念に示唆を得ていたこと、第二に、そのことがかえって、 フランスにおける民事罰概念の生成と展開を比較の対象として、民事責任における抑止と制裁につき検討する。これを比較

いて、民事責任が抑止的機能や制裁的機能を果たすべきかという問題を考える上で、 民刑峻別の遺物とも目されがちな「民事罰」なる概念が、現在のフランス民法の中で占める位置や果たしている役割を検討することは、 有意義な示唆を与えてくれると思われる。 わが国

参考文献

三九号一七二頁(二〇〇八)。 号二七〇頁(二〇〇五)、 「民事責任における抑止と制裁 拙稿「フランス債務法改正草案に関する覚書 -フランスにおける民事罰概念の生成と展開をてがかりに-懲罰的損害賠償制度導入をはじめとする民事責任の変容と発展について-(一) (二·完)」立命館法学二九七号一二一 頁、 法の科学 同二九九

イ 契約の解除と民法五四一条

標商科大学 遠山 純弘

解除権の発生原因の中においても重要な位置づけを与えられている。しかしながら、催告解除の発展史あるいは比較法的な観点から見るならば、民法 なっているように思われる。 五四一条に基づく催告解除の機能は過度に拡張されている。そして、このことが解除権の発生原因をめぐる議論をより複雑にしている一つの原因と きは契約を解除できる。同条に基づく解除は、債務不履行に基づく解除の一般原則としての性質を有するとされ、実際上最も多く行われ、そのため、 民法五四一条によれば、当事者の一方がその債務を履行しない場合、 相手方は、相当の期間を定めてその履行を催告し、 その期間内に履行がないと

は効果は慎重かつ限定的に解釈されなければならない。 用し、あるいは催告解除に一般的に契約からの解放および給付の返還という効果を認めることはできない。催告解除の適用範囲あるいは効果を一般化 した事案においては、催告解除それ自体に基づく給付の返還は認められていないことがわかる。これによれば、 よる解除権の発生を排斥するものとして導入されたものでもないことがわかる。また、一部給付であれ、不完全給付であれ、債務者が何らかの給付を 行の事案一般に適用され、また契約からの解放および給付の返還という効果が同条に基づく解除に一般的に与えられるかのように見える。 しようとするならば、それは場合によっては不当な結論をもたらす。それゆえ、民法五四一条の一般的な表現にもかかわらず、同条の適用範囲あるい たしかに民法五四一条における「その債務を履行しない場合」あるいは「契約の解除をすることができる」という表現によれば、 催告解除の発展史あるいはわが国の民法五四一条が由来するドイツ民法もしくは催告解除と類似する制度を有するその他の法制度に目を向けるな 催告解除は、 解除方法の一つとして導入されたものにすぎず、債務不履行に基づく解除の一般原則として導入されたものでも、その他の事由に 催告解除を債務不履行の事案一般に適 同条は、 しかしなが 債務不履

解除をめぐるいくつかの議論について若干の考察を試みる。 ある受領した給付の返還が重要な問題となる-そこで、本報告では、催告解除の発展史および売買における解除 ―の比較法的な分析から、 催告解除の主たる適用事案であり、 民法五四一条に基づく催告解除が有すべき機能を明らかにし、 かつ売買において本報告の中心的な問題で 同条に基づく

参考文献

四三巻二号(二〇〇七年)三七七 - 四〇一頁 拙著「不履行と解除 (一) (二) (三・完)」 『北海学園大学法学研究』 四二巻三号(二〇〇六年)五八五 一六一〇頁、 四三卷一号 (二〇〇七年) 四七一

ウ 契約構造の分析と一部無効の判断基

福島大学近藤雄大

単一の契約であるかを判断する作業である。そして、一部無効の判断基準も、この結果に応じて、考察していくことになる。 影響を考えるために契約の構造を分析する必要がある。これは契約の個数を明らかにすることと軌を一にし、問題となる取引が複数の契約であるか、 の契約から成立しているのかが判然としない取引関係も存在する。このような取引において無効が生じる場合には、無効部分を確定し、他の部分への が複雑化している現代社会では、 構造を明確にする必要がある。一方で、実際の取引上の観点からも、契約構造を分析し、その内容を明らかにすることが有用な場合がある。取引構造 の形成という側面も有するから、 する規定は日本民法に存在しないものの、ドイツ法の影響もあり民法制定当初から論じられてきた。一部無効の判断は、 一部無効は「法律行為の一部が無効である場合に、その無効が法律行為全体にいかなる影響を及ぼすか」という形式で問題が設定される。これに関 私的自治の原則との緊張関係を生じさせる可能性がある。そのため、範囲の画定という観点からは対象となる契約の ある取引のために複数の契約書を作成することも少なくない。また一つの契約から成り立っているのか、または複数 裁判官による新たな契約内容

き、その基準と具体的な判断要素について検討を行う。以上の検討を通じて、 フランチャイズ取引に関する判例を素材とし、一体性の判断基準とそれを肯定する要素を抽出する。また、 議論および関連する判例を参考にする。具体的には、一部無効の要件とされている「一体性」と「可分性」を取り上げ、 を分析し、検討を加える。 を示すことであり、 分析する方法を提示する。 本報告の目的は、このような問題意識から契約構造の分析を行い、 いわゆる契約の個数論に関連する。そして、複数の契約と単一の契約とに分け、一部無効の判断基準とその要素について、 この際には、 これは、 ある取引関係が、単一の契約からなるのか、 日本の一部無効の解釈に影響を与え、また一部無効の要件論が深化している、ドイツ民法典一三九条に関する 一部無効の判断基準を明らかにすることにある。そのために、まず、 契約構造の分析の視点を示すとともに、一部無効の判断基準を明らかに あるいは複数の契約から構成されているのかを振り分けるための基準 単一の契約に関しては、可分性に重点を置 複数の契約については、特に

参考文献

ドイツのフランチャイズ取引を素材としてー 「契約の個数の判断基準に関する一考察」 | 同志社法学五四巻二号七一頁 (二〇〇二年)、拙稿 行政社会論集一八卷三号三七頁 (二〇〇六年)。 「複数の契約における一体性の判断基準とその要素について

エーフランス法における法定解除

――「黙示の解除条件」構成の克服と解除制度の意義

元州市立大学 福本 **忍**

礎論の推移を検証する。 る一一八三条に続き、その第一項で「黙示の解除条件」構成を採用している。十九世紀フランス民法学における法的基礎論の最重要課題は、 解除の通則的規定とされる民法一一八四条各項の法的構成をいかなる法理論で根拠づけるかという法的根拠論のことである。同条は、解除条件を定め 解除条件」をいかなる法理論で根拠づけるかにあった。現代でもこの課題が議論の中心であることに変わりはない。 論の動向を考察することで、 本報告は、フランスの法定解除で中心的議論の一角を占める法的基礎論を分析し、この議論の生成・展開要因および現代フランス法における当該議 わが国における法定解除の存在意義の再検討を行う際の手がかりを得ることを目的とする。なお、法的基礎論とは、法定 本報告はこの点に着目し、

種々の観点からその再構築を試みる見解が示されている。また、解除制度の意義についても、近時、比較法的分析に基づく論考が多数発表されている。 本報告では、その立法形式ゆえに法定解除の存在意義に関する議論が旺盛なフランス法の分析を通じて、その議論の意味を考える。 しかし、「契約の解除はなぜ認められるのか。」という根本的視角からの検討に関しては、依然明らかにされていない問題点が潜在していると思われる。 ところで、 わが国の民法学は、 法定解除規定(民法五四○条以下)の要件・効果に関する精緻な解釈論を展開してきた。特に、 近時は要件に関

察を加える。 ての「コーズ理論」と「双務契約の牽連性で一一八四条を根拠づける立場」とでは、その理論構成に大した差異はなく、共に牽連性への依拠が見られ 分析する。そこでは、大きな流れとして、双務契約の牽連性への依拠が見られる。だが、必ずしもそれに収斂されているわけではない。法的基礎とし 除条件」構成の克服過程、つまり、一一八四条が法定解除の通則的規定へと理論上変容する過程を明らかにする。次に、二〇世紀以降の法的基礎論を 具体的には、十九世紀註釈学派および判例が示した法的基礎の内容を「黙示の解除条件」に対する理解の視点から分析する。そこでは、「黙示の解 しかし、二〇世紀中葉以降、牽連性だけに留まらない法的基礎が登場してきている。このような現代フランス法における法的基礎論の動向にも考

以上の分析を通じ、 わが国における法定解除制度の存在意義の再検討に関して、その方向性の一端を示したい。

参考文献

の法的基礎(fondement juridique)の構造変容」立命館法学三〇九号一六七頁(二〇〇七年)。 成の実質的修正に着目して――」立命館法学二九九号三二一頁(二〇〇五年)、同三〇二号一八一頁(二〇〇六年)、拙稿「現代フランス債務法における法定解除 拙稿「フランス債務法における法定解除の法的基礎(fondement juridique)と要件論(1)、(2・完) -19世紀の学説・判例による『黙示の解除条件』

(3) 第三部

(ア)

――いわゆる「ヒト由来試料」をめぐって人体の一部の法的性質と本人の権利

神戸学院大学 佐藤雄一郎

場合、当事者の接触がある場合には、何らかの契約があったものと考えることもできるが、どのような契約であったかについて、当事者が意識をして と損害賠償請求とがあり、 このような目的のみならず、 うである(人体の一部を対象とする売買契約は公序良俗違反ゆえに無効となるように思われる(なお臓器移植法十一条))。③人体の一部が移転される 内縁関係にあった者が遺骨を承継するとされていることは注目される。②本人や遺族は、人体の一部に対して、少なくとも排他的な支配権を有するよ では、祭祀財産に準じて扱うものが多い。もっとも、先祖の祭祀の主宰者と亡き配偶者のそれとを分け、姻族関係終了の意思表示をした死別配偶者や の一部に関する法的問題を検討する上では、研究内容の変化 に限られたものであったことから、 いなかったものを裁判所が補充することは困難であろうし、死体解剖保存法十八条は、遺族の承諾を得ない保存を認めているから、契約によらない利 ①生体から切り離されたものについては本人が所有者となる(傍論ではあるが)とする大審院判決があり、また、死体あるいは遺骨については、 本報告では、まず、人体の一部に対して、①誰が、②どのような権利を取得するのか、③その権利の移転はどのように行われるのか、 人体の一部は所有権の対象となるというのが通説であるが、埋葬および祭祀供養目的に限られるという見解も強い。しかし、近年、 (少なくとも占有)も認められることになりそうである。 裁判所の判断は若干違っているようである。ただしこの事件は、いってみれば古典的な利用のされ方(標本としての保存) 医学研究に用いられるようになっている。わが国においても、病理解剖後の標本の保存をめぐって、遺族からの返還請求 死体解剖保存法という、現在の状況を踏まえられてはいない法律の解釈が問題となることとなった。しかし、人体 (病歴や生活習慣情報と掛け合わせて遺伝子解析を行う)も踏まえなければなるまい。 を問題とする。 人体の一部は、

たな問題 い。また、 さらに、本報告では、自己の一部であったものや遺体に対する追憶というだけでなく、遺伝子解析という形で自分の情報が分かってしまうという新 (本人の情報のみならず、 諸外国における状況も紹介したい。 遺伝情報の共有性ゆえ、 遺族の情報も分かりうる)から要請されるであろう本人や遺族の権利についても検討した

参考文献

頁

「死体の処分方法に対する生前の指示権」東海法学二二号(一九九九年)二三八頁、 「死体に対する遺族の権利について」東海法学二四号(二〇〇〇年)二八六

―――ドイツ法の取組みと議論を手がかりにして() 私的扶養制度と公的扶助制度の競合と調整

帝塚山大学 冷水 登紀代

状態の解消を調整するための枠組みがどのように構築され、困窮状態を解消する責任を家族と社会に対してどのように課せられているかを示すことで、 間に陥る者が生じている。本報告では、 めると、財政を圧迫し、社会全体の負担が増大することになる。そして現実には、生活困窮者を保護する二つの制度がありながら、それらの制度の谷 なる。しかし、私的扶養を強めすぎると、扶養義務者の生活を圧迫し、義務者の生活を過度に制限することになる。逆に、生活保護の受給を容易に認 とができる。わが国では、公的扶助は、 わが国における前記問題を解決するための示唆をえようとするものである。 ある者が生活困窮状態に陥った場合、その者は憲法が保障する生存権から導かれる公的扶助である生活保護を受給するか、 わが国と同じく、公的扶助を、私的扶養を補足する制度として位置づけているドイツ法の下で、ある者の困窮 私的扶養を補足する制度であるため、民法上の扶養義務者がいる場合には、 私的扶養を優先的に受けることに 民法上の扶養を受けるこ

助主体による償還請求が行われる(SGB第一二編九四条)。この際、扶養義務者の給付能力が考慮され(BGB一六〇三条)、扶養義務者の将来の行 の立法を通した社会と家族の負担の調整の試みにあらわれた私的扶養制度と公的扶助制度の調整のスキームを検証することを通じて、わが国における 社会の責任の強化にも繋がる新たな制度を社会扶助制度に取り込むことで、 生活保障をした上で、扶養制度を機能させ、社会と家族の責任の分担を図っていた。しかし、近年、高齢化の影響と扶養義務者の負担集中を考慮し、 ユーロ未満の年収の者に対する償還請求は制限されることとなった(SGB第一二編四三条)。この間、ドイツでは、社会扶助制度の中で、困窮者の 為自由も守られる。しかも、近年の社会制度改革により、高齢時と稼働能力減少時の基礎保障がなされた場合、扶養義務者の負担軽減のため一○万 障されており(SGB第一二編 ドイツでは、 基本法上の人間の尊厳(GG一条)と社会国家(GG二〇条)の要請から、社会扶助制度において生活困窮者に社会扶助の受給権が保 一条)、それを通して、まず困窮状態が解消される。その後、 一定の者を扶養義務から解放する試みがなされた。本報告では、この一連 後順位性原則に従い、 扶養義務者がいる場合には社会扶

参考文献

私的扶養制度と公的扶助制度との調整のありかたに迫りたい。

拙稿「ドイツにおける血族扶養の基本構造と根拠(一)(二・完)」阪大法学五三巻二号一 五九—一七九頁 (二〇〇三年) 五三巻五号一一 七| 四五

(4) 第四部会

ア 持合株式の法的地位

北海道大学 得津 晶

現行の持合株式規制の趣旨は、 本研究は、会社法の株式相互保有規制 大隅健一郎以来、①資本の空洞化、 (三〇八条一項括弧)の趣旨を再検討し、あるべき相互保有規整を考察するものである。 ②経営者の不公正な会社支配の二点に求められており、趣旨が妥当しない場合に

も適用がなされているにもかかわらず、この理解にほとんど進展がない。

役派遣元としての地位と様々な地位が積み重なることによって大きな影響力があるという累積理論(Kumulationsthese)が問題視されていた。 がわかる。特に、銀行が事業会社に対して、与信業務・引受業務の取引相手としての地位、株主としての地位、 らに株式保有が継続的関係強化のコミットメントとして機能するという株式保有の背景事情の点にあることを指摘する。 経済学等の文献において株式持合いが問題になるのは、二社が相互に株式を保有しているという形式面ではなく、 KonTraG の規制強化において、上場会社のみに規制がかかることからも伺える通り、健全な株式市場・資本市場という観点が強調されていること 大隅が参照したドイツを参照すると、株式相互保有規制導入時(一九六五年株式法)においては出資払戻の問題意識が重視されていたが、一九九八 議決権代理行使者としての地位、 親密な企業同士が株式を保有し、 他方、

のか、資本充実は債権者保護ではなく株主間の平等の問題なのかという観点からは、 資本の空洞化について、 会社法制定を機に (従前の)資本制度の意義に関して進展した議論を踏まえて検討すると、 日独の従前の資本の空洞化という問題意識が必ずしも自明でない 資本制度が実財産維持の制度な

社から private benefit を取得することは望ましくないとされている。これらの問題意識は、日本およびドイツの一部学説による「出資の裏づけのな い議決権」という問題意識および累積理論、株式保有の背景事情の問題意識にそれぞれ共通する点が多いことがわかる。 これによれば、cash flow right と control right の分配割合は一致することが望ましく、同様の観点から、プロ・ラタの cash flow 以外に株主が会 会社の支配については、株主の議決権の正当化根拠は効率的な経営のインセンティブとなる残余権性にあるという近時の経済分析の成果を利用する。

参考文献

主にどの程度の private benefit を認めるかは、

以上から、株式相互保有規制は、

cash flow right と control right の問題、

資本市場の参加者をどう設計するのかという非常に難しい問題であることを指摘する。

特に private benefit の規制の方向に進むことになるが、

拙稿「持合株式の法的地位 5 (三·未完)」法学協会雑誌一二五巻三号四五五頁、 八号一七五三頁、 九号掲載予定 (二〇〇八年)。

(1) イギリス会社法における影の取締役規制の進展・変容と日本法への示唆

早稲田大学 中村信男

根拠でどのような性質・内容の義務・責任が課されるのか等なお解明すべき法的課題も少なくない。本報告は、 該会社の「事実上の主宰者」と捉えこれに正規の取締役に準じた責任を課す司法判断が数件みられ、立法の先取りとして注目される。 も未整備であるが、商法下での下級審判例として、取締役の背後で経営指揮を行う支配株主等を、関連規定における取締役概念の実質的把握により当 れることの問題性とそれに対する法的対応の必要性がかねて中小閉鎖会社や親子会社等の局面で指摘されてきた。この面での立法的対応は会社法下で 揮を行う者を「影の取締役」(shadow director)と称し取締役概念に包摂することで同種の問題に対処してきたイギリス会社法の比較法的考察を通 た判例の手法には学説上批判も見られるし、その方法で支配株主等の責任を導く場合も、事実上の主宰者としての認定要件の如何や、法律上いかなる わが国では、支配株主等が取締役への経営指揮を通じ株式会社の業務執行を実質的に支配しながら、取締役に選任されていないが故に法的責任を免 右の問題を検討することを目的とする。 誰であれ取締役に対し通例的な経営指 しかし、こうし

とにもつながるであろう。 証する。第三に、影の取締役としての認定基準につき関連判例の概観を通じて検討するが、それは同時に影の取締役規制の射程や機能的限界を探るこ ギリス会社法の右規制の趣旨と制度的背景、会社支配に係る責任法理としての有用性や支配株主の忠実義務論その他のアプローチに対する優位性を論 の法的意義を明らかにする。 沿革を辿り、その内容が開示中心の間接規制型から影の取締役に対し各種行為規制や責任を直接課す直接規制型へと進展・変容するにいたる経緯とそ そこで、イギリス会社法上の影の取締役規制の検討では、 第二に、 会社支配に伴う責任を、通例的な経営指揮の事実から取締役概念と取締役の義務・責任に包摂する手法で導くイ 第一に、 これを導入した一九一七年の会社法改正から二○○六年会社法までの当該 説制の

との関連も含め論及することとしたい。 法のもとでの解釈論・立法論としての展開可能性と有用性を明らかにし、 以上の考察から、本報告では、 影の取締役規制がイギリス会社法上の取締役の実質概念を背景とすることを踏まえつつ、 会社支配に伴う責任の法的性質とその射程・要件等を、 その規制アプロ 機関設計の多様化等 ーチの日

参考文献

制』五三七頁(二〇〇三年三月、 中村信男「イギリス法上の影の取締役規制の展開および法的位置づけの変容と日本法への示唆」石山卓磨ほか編著『(酒巻俊雄先生古稀記念) 商事法務)、 同 「イギリス二○○六年会社法における影の取締役規制の進展と日本法への示唆」 比較法学四二巻一号二一一頁(二

(ウ) マネジメント・バイアウト(MBO)における経営者・取締役の行為規整

成蹊大学 北川 徹

上の重要な課題のひとつである、 本報告では、経営者等による企業買収という、深刻な利益相反構造を有するマネジメント・バイアウト 利益相反的な立場に置かれた経営者・取締役の行為規整のあり方を検討する $\stackrel{\textstyle \widehat{M}}{\stackrel{\textstyle B}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel{\scriptstyle O}}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel{\scriptstyle O}}}\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel \scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}{\stackrel O}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel O}}{\stackrel O}\stackrel{\scriptstyle O}}{\stackrel O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel{\scriptstyle O}\stackrel$ を具体的題材として、 会社法制度

的な救済枠組みを検討することを目的とする。そして、両者の調整機能を取引保護条項の運用に求めるものである。 営者等に対するインセンティブ付与の観点を取り入れ、経済効率的な組織再編行為としてのMBOの実施を阻害することなく、既存の少数株主の実効 従来、取締役等と株主との間の利益相反をめぐる問題は、少数株主保護の観点から議論されることが中心であったが、 本報告では、 MBOを行う経

点を中心に、米国の法制度と比較しながら検討する。 開示の問題であり、 会社の株式の価格が公正であるかどうかという、より実質的な問題である。 会社の経営者等が対象会社の株式の売り手および買い手に同時に立つことによる、構造的な利益相反の問題である。 MBOは、経営者と株主間のエージェンシー問題を解消するという長所を有する一方で、以下の問題点を内包している取引である。すなわち第一に、 経営者等に対して、 MBOを実施するに際して開示すべき情報をどこまで求めるのかが問われる。 第三に、 経営者等と株主との間に存する情報の非対称性を原因とした情報 第二に、 本報告では、 経営者等が取得する対象 第一と第二の問題

ティブと、少数株主保護の双方の観点を考慮し、MBOの類型ごとに異なった行為基準の適用可能性を提示する。 第一の点について、 M B O は、 その態様によって利益相反構造の状況が一概に同じであるとはいえない。そこで、 MBOを行う経営者等のインセン

実務上の大きな問題となる。 含めることが可能になったと理解されているが、対象会社から締め出される少数株主に対して、買収プレミアムをどれだけ分け与えるかということが 検討する。会社法改正により、単に「公正な価格」と定義された(会社法七八五条一項ほか)ことで、組織再編によって生じるシナジーを買取価格に 続いて、第二の点について、事後的な株主の救済手段としての株式買取請求権における「公正な価格」の算定に際して、 いわゆるシナジーの内容を

参考文献

ーマネジメント・バイアウト (MBO)における経営者・取締役の行為規整(一・未完)」成蹊法学六七号一三三頁(二〇〇八年)。

エ M&A取引と取引保護条項

小樽商科大学 玉井利幸

けられることがある。このような取決めは取引保護条項 M&A取引契約の合意に至った当事者の間で、第三者の干渉から合意済の取引を保護し、取引が実現する可能性を高めるために、様々な取決めが設 (deal protection provision)と呼ばれる。アメリカではM&A取引契約において取引保護条

様な趣旨の条項を用いた取引が行われるようになった。 項が設けられるのが通常であるが、日本においても、ユーエフジェイホールディングスと三菱東京フィナンシャル・グループの経営統合のように、 同

事由が発生した場合に対象会社(被買収会社)が当初の買収者に財産上の給付を行うことを約したものと、ノーショップ条項、 約上の義務の衝突を回避するために、契約上の義務を免れることのできる場合や条件を定めた回避条項(fiduciary out)が設けられるのが一般的で ように、対象会社の取締役の行為や能力に制限を加えるものに大別することができる。取引保護条項には、 取引保護条項には様々なものがある。アメリカで用いられている主なものは、 解約料(termination fee)、 対象会社の取締役の義務とM&A取引の契 各種ロックアップなどのように、一 ノートーク条項などの 定

M&A取引を保護し取引が実現する可能性を高めるために用いられるので、当事者は取引成就の可能性を高める強力な取引保護条項を望むかもしれな の合意によって結ばれる私的な取決めであるので、当事者さえ納得していれば、取決めの内容を自由に定めてもよさそうである。 このような取引保護条項の内容や組合せをどのようにするかによって、取引のクロージングの確実性は異なる。 しかし、強力すぎる取引保護条項はメリットだけでなくデメリットを生じさせる可能性がある。 取引保護条項はM&A取引の当事者 取引保護条項は、

断するための枠組みを提示する。 会全体にネガティブ・ポジティブな様々な影響が生じる。本報告では取引保護条項がこれらに与える影響を検討した上で、 どのような取引保護条項を設けるかによって、対象会社、 対象会社の株主、対象会社の取締役、 当初の買収者、 新たな買収者、 取引保護条項の有効性を判 社

参考文献

卷二号(二〇〇四年)三一五—三六一頁、同三卷三号(二〇〇四年)三〇七—三四七頁、 同五六巻四号(二〇〇六年)一〇七—一二七頁、 玉井利幸「合併契約の保護 (一) (二・完) — 玉井利幸「会社法の自由化と事後的な制約--ディールプロテクションの有効性について-同四卷一号(二〇〇五年)一二五—一八八頁。 -デラウエア会社法を中心に――(一)(二)(三・完)」 | 橋法学三 -」商学討究五六巻二・三合併号(二〇〇五年)一九一―二一一頁、

(5) 第五部会

アニーグループ経営」の義務と責任

同志社大学 舩松津 浩司

ループに所属する会社に対する施策を、 本報告は、 企業グループの頂点に立つ会社(「親会社」)に対して、「グループ経営」等の名の下に経営(学) 親会社取締役の親会社に対する善管注意義務・忠実義務の内容として把握することを試みるものである。会社 的に強く要請されている、グ

るものである。 ら、親会社株主保護の必要性が認識されているが、本報告は、そのような親会社株主保護の方策のひとつとして、 法学においては、企業グループの活動の広がりによって、子会社運営が親会社取締役等の手に委ねられ、親会社株主は直接に関与し得ないことなどか 親会社取締役の義務と責任に着目す

主体による、株式保有に基づく影響力の行使に関係するものであると捉えることができる。そこで、本報告では、「ある会社が他の会社の株式を保有 についての解明を行うことを中心的な主題として設定する(以下、本報告の検討対象たる義務のことを「下位会社経営管理義務」という)。 保有されている会社を「下位会社」と呼び、「上位会社の取締役は、下位会社の運営に関する事項につき、上位会社に対していかなる義務を負うか. している関係」を法的な基本要素として捉え、この基本要素を会社法の視点から分析する。具体的には、株式を保有する会社を「上位会社」、株式を 「グループ経営」の要請は、 企業情報の開示が連結ベースで行われることに伴って生じたものであり、したがって、上場会社を中心とした連結決算

営管理義務のエンフォースに関する若干の検討も行う。 説くように、上位会社の取締役には、資産としての下位会社株式を活用する義務があることを述べる。もっとも、このような資産の活用義務は、下位 具体的には、上位会社にとって下位会社という存在は、別法人であると同時に自社(上位会社)の資産であるという認識に基づき、ドイツの多数説が 会社少数株主保護の要請との対立を招くこととなるが、ドイツの結合企業法制の内容とそれをめぐる学説の理解を参考としつつ、 本報告では、下位会社経営管理義務の存否、内容および限界について、ドイツ法を比較法の資料として用いつつ、わが国における解釈論を検討する。 他者 (具体的には下位会社少数株主)を害さない範囲においてのみ認められるという意味で、 限界があることを述べる。さらに、下位会社経 下位会社経営管理義

参考文献

一〇五二頁および八号掲載予定(二〇〇八年)。 拙稿「『グループ経営』の義務と責任 親会社株主保護の視点から(一)~(五)」法学協会雑誌一二五巻二号二二五頁、三号六一四頁、四号七八五頁、 五号

イイ アメリカ法における支配株主の画定とその背景

命館大学 水島 治

ながら、支配株主の画定とその理論的背景を探ることにある。 化という観点から支配株主の画定の問題は不可避な問題といえる。 株主等の概念と明確に整理されずに用いられることも少なくない。 定するのかという問題については断片的な形で言及されるに過ぎない。このため、判例においても、支配株主という概念が、親会社、 (controlling shareholder)の信認義務という考え方は、アメリカ法において広く承認されているが、そもそも支配株主をどのように画 しかし、 本報告の目的は、アメリカ法における支配株主の画定をめぐる判例の状況を概観し 我が国における結合企業法制を立法論として考える場合、 規制対象の明確 多数派株主、大

デラウエア州の判例において支配株主の画定基準が明確にされた Kaplan v. Centex Corp. では、支配株主であることの証明として①持株比率が過

その傾向が顕著に表れる。 以外の判例では、持株比率が過半数未満の株主に支配株主性を認める判例が以前から存在し、特に閉鎖的会社 図していることのいずれかが必要とされている。しかし、実際に②が認定された事例はデラウエア州の判例でもきわめて少ない。他方、デラウエア州 半数であること、②持株比率が過半数未満であっても、 問題となる株主がその必要性や利益に適合するように会社の行為を(現実に実行する形で)指 (closely held corporation) の場合に

題は資本多数決 のような検討から、 が存在していたのではなく、 ではなく、支配株主の信認義務が有する理論的構造の捉え方の相違にも由来するものと考えている。アメリカ法においても当然に支配株主の信認義務 る問題であることを明らかにしたい。 このようにアメリカ法における支配株主の画定は州法間でも微妙な温度差があるが、本報告はそうした要因が単に事案処理という実務的ニーズだけ (議決権の自由行使性) 我が国の結合企業法制における支配株主の画定の問題が会社法における株主民主主義のあり方という原初的問題が問い直されてい その概念は議決権の自由行使性を前提とする資本多数決原理の修正過程で生まれてきた。そのため、支配株主の画定の問 をどこまで貫徹するのかという問題が形を変えて表出する現象として捉えることができる。本報告では、以上

参考文献

水島治 「会社間の支配従属関係の画定 -デラウエア法における支配株主の画定を参考として――」 桐蔭法学一〇巻二号一~四八頁(二〇〇四年)。

ウ 有価証券概念の拡大と限界

横浜国立大学 高橋 正彦

の省際問題などが制約となり、 ていた。一九九〇年代前半の金融制度改革に至り、 旧 数次にわたる証券取引法の改正により、断続的・後追い的に、個別の新しい有価証券が追加されてきた。 ・証券取引法上の基本概念である「有価証券」の範囲は、限定列挙の規定の下で、銀行・証券等の業際問題の制約などから、戦後長らく固定され 「幅広い有価証券概念」は十分に実現しなかった。その後、証券化の進展や、 金融の証券化の流れのなかで、ようやく有価証券の範囲が拡大し始めたが、旧・大蔵省と他省庁と 一九九〇年代後半の金融ビッグバンに伴

来の有価証券概念と、その定義規定の枠組み自体は、従来どおり維持された。 かった。「みなし有価証券」への集団投資スキーム持分に関する包括条項の導入などにより、 導入が検討された。しかし、二〇〇七年九月末に全面施行された金融商品取引法では、 こうした経緯を経て、 投資サービス法(仮称)に向けた金融審議会の議論では、 同法の対象となる金融商品として、 立法技術上の制約などから、 幅広い有価証券概念には近付いたものの、 そうした上位概念は採用されな 「投資商品」などの上位概念の 証券取引法以

後にある投資対象性の判断基準に関して、 自体が羊頭狗肉の誹りを免れない。②従来どおりの券面を前提とした規定は、有価証券の電子化が進行する現代にはそぐわない。③有価証券概念の背 金融商品取引法上の有価証券概念をめぐっては、次のような問題点を指摘できる。①同法上の「金融商品」などは技術的概念に過ぎず、 法的形式と経済実態を考慮しながら、 整合的な線引きを行うことは容易ではない。その点について、 同法の名称

明確な問題が生じる。 定には、いくつかの不均衡が存在する。④有価証券の定義規定の形式として、個別列挙、 政令指定、包括条項が併用されたことにより、法解釈上、不

もはや限界に近付いていることを指摘する。最後に、将来の金融サービス(・市場)法に向けて、有価証券に代わる新たな上位概念の定立など、今後 投資へ」とはいいながら、貯蓄と投資の区別も自明とはいえなくなっているなかで、投資対象性という伝統的な基準に基づいた旧来の有価証券概念が、 の方向性を展望したい。 本報告では、証券取引法から金融商品取引法に至る有価証券概念の変遷を踏まえて、 現行規定の問題点について検討する。 そのうえで、 「貯蓄から

参考文献

四号 (二〇〇八年三月)。 と有価証券概念」、『証券経済研究』第六一号(二〇〇八年三月)、 高橋正彦「有価証券概念の拡大と限界 証券取引法から金融商品取引法へ――」、 同 「証券化市場と関連法制の動向」、リース事業協会『資産流動化に関する調査研究報告書』第 『横浜経営研究』第二八巻第三・四号(二〇〇八年三月)、同 「証券化の進展

IIワークショップ資料(二〇〇八年一〇月一二日)

ワークショップ

お前のものは俺のもの 優先権付与の理論構造

司会者・報告者 京都大学 東北大学 松森 岡田 久 和果

コメンテーター

前のものは俺のもの(、俺のものは俺のもの)」と主張できるのはどのような条件が満たされるときである〔べきな〕のかについて、「財産分離」を基 会員もおられるかもしれないし、いやシェイクスピアだと主張する古典文学好きな会員もおられるかもしれない)。本ワークショップにおいては、「お 「お前のものは俺のもの」と言えば、 剛田武(通称ジャイアン)の名セリフとしてよく知られている(ひょっこりひょうたん島だと主張する世代の

本的なロジックに据えて分析を進めることの是非を中心に広範囲にわたって検討を行う。

よるコメントの後、参加者によるディスカッションを行う予定である。このため、参加者は事前に後掲森田論文について目を通しておいていただきた 員は、早めに森田(hatsuru@law.tohoku.ac.jp)まで連絡をされたい。 い。さらに、同論文の改訂拡張バージョンについても参加予定者に事前に配布することを計画しているので、本ワークショップへの参加を希望する会 なお、本ワークショップにおいては、時間の効率的な利用を図るため、報告者が詳細な報告を行うことはせず、コメンテーター(松岡久和教授)に

参考文献

五三頁 (二〇〇八)。

森田果「お前のものは俺のもの -優先権付与の理論的構造-(1)(2)(3・完)」NBL八七五号二九―三七頁、八七六号三三―四八頁、八七七号三九

${\rm I\hspace{-.1em}I\hspace{-.1em}I}$ 拡大ワークショップ資料 (二〇〇八年一〇月一二日)

拡大ワークショップA

民法改正――韓国から日本へのメッセージ

れた。本ワークショップでは、それぞれの改正作業において中心的な役割をはたした梁彰洙(ソウル大学)・李勝雨(成均館大学)両教授を報告者と 今世紀に入ってから、韓国では財産法の全面改正が試みられている。また、家族法に関しては、二○○五年に続き二○○八年にも重要な改正が行わ 報告者 報告者 報告者 司会者 成均館大学 ソウル大学 東京大学 京都大学 李梁大山 村本 勝彰敦敬 雨洙志三

してお招きし、山本敬三(京都大学)の司会の下で、質疑応答を行う。日本語通訳付。なお、両教授の報告原稿は『ジュリスト』一三六二号掲載。

拡大ワークショップB

商取引における「仲介者」 の法規整 民商法再編を視野に入れながら

報告者 京都大学 戸 佐 洲 博 暁 毅 史

報告者 報告者 京都大学 京都大学 人 田間

「総論~商行為法研究の現状と本拡大ワークショップのねらい

「商事代理法制の在り方」(佐久間毅

「仲立法制の在り方」(洲崎博史)

「金融取引における「仲介者」の法規整」 (戸田·

これまでのところ、そのような作業は十分には行われてこなかったように思われる。本拡大ワークショップでは、 うかも重要なポイントとなる。とりわけ、商行為法 正試案)を取りまとめることが目標とされている)、民法改正にあたっては、民法の特別法としての性格を有する商法総則や商行為法をどのように扱 法(債権法)改正検討委員会(委員長:鎌田薫早稲田大学教授)」も精力的に改正案の検討を行っており、二○○九年三月までに改正の基本方針 る「日本民法改正試案」は、そのような研究成果の一つとして本年度のシンポジウムで取り上げられるが、法務省民事局のバックアップを受けた を仲介する者を規律するルールの在り方に焦点を当てて検討を行うこととしたい。 行為法の立法論的検討は、民法学者と商法学者の両方が参加して、かつ、現代の商取引実務を十分に考慮しつつ、なされる必要があると考えられるが、 わが国では、 民法典の抜本的改正に向けて、各所で立法論的検討が行われているが(「民法改正研究会(代表:加藤雅信上智大学教授)」によ (商五〇一~六二八条)には、民法の規定の特則といえる規定が数多く含まれていることから、商 商行為法の諸ルールのうち、

法制を検討しようというのが、報告②(佐久間)のねらいである。 これまでにも主として商法学者により、 理権に関する諸規定 ように働くのかという観点からの検討は必ずしも十分にはなされていないようにも思われることから、この点も含めて従来の議論を吟味し、在るべき 商取引の仲介は、代理、 媒介の一場合である仲立ちに関する法制である。商事代理法制に関しては、民法とは異なり非顕名主義をとる商法五○四条と、商業使用人の代 (商法二一条・二四条・二五条、会社法一一条・一三条・一四条)を主な検討対象として取り上げる。これらの規定については、 媒介、取次など様々な形をとって行われるが、このうち、立法論的検討の必要性が特に高いと考えられるのが、 解釈論・立法論の両面で相当量の研究がなされているが、現実の商取引においてこれらの規定が具体的にどの 商事代理法

れにも規定がなく、 次に仲立法制については、わが商法は商行為の仲立ちを規律する(商五四三条)のみで、商行為以外の仲立ち(民事仲立ち)については民商法いず また、 不動産売買の媒介報酬など一部の問題を除いて、 仲立法制に関する学術的研究も十分になされてきたとはいいがたい。そこ

ねらいである。 で、民事仲立ちも含めて、仲立ち全般に関する法規整がそもそもどうあるべきかという観点から立法論的検討を行おうというのが、 0)

に関する特則)が設けられることがあるが、そのようなルールの意義や応用可能性について検討しようというものである。 てどのような法規整がなされるべきか、とりわけ、金融取引においては一般私法とは異なったルール(たとえば、金融商品取引法六四条以下の外務員 最後に、報告④ (戸田) は、一般消費者が「仲介者」に接する機会が多い金融取引 (証券取引、銀行取引、保険取引) において、 「仲介者」に関し

当日のスケジュールとしては、まず、商行為法研究の現状と本拡大ワークショップで取り上げる諸論点の位置付けについて、①総論的報告 (洲崎。

行うことを予定している。 ○分程度)を行った後、 ②③④の各報告を行い(合わせて八〇分程度)、残りの四〇分程度を用いて会場の参加者全員での自由な意見交換と討論を

題である。民法学・商法学の双方の分野から多数の来場をいただき、今後の商取引仲介法制の在るべき姿について、多くのご意見を賜りたい。 右で見たように、民法改正を検討するにあたっては、商取引仲介法制の検討が不可欠であるが、商取引仲介法制は民法と商法の両分野にまたがる問

参考:文献

暦記念『証券取引法大系』三五三頁以下(商事法務研究会・一九八六)。 課題と展望中巻二七九頁 江頭憲治郎 『商取引法 (有斐閣・一九八二)、森本滋編『商法総則講義 [第四版]』一九九頁以下、二五〇頁以下(弘文堂·二〇〇五)、 〔第三版〕』九二頁以下(成文堂・二○○七)、小島孝「有価証券外務員」河本一郎先生還 森本滋 「商法五〇四条と代理制度」 林良平先生還暦記念・現代私法学の